

長野県飼養衛生管理指導等計画

計画期間 令和6年度～8年度



令和6年4月1日

長野県公表

長野県飼養衛生管理指導等計画

〔 令和 6 年 4 月 1 日 〕
長野県公表

目 次

はじめに	1
第 1 章 長野県の家畜衛生に係る畜産業の現状及び各主体の役割	
1 長野県の家畜衛生に係る畜産業の現状	1
2 県内における飼養衛生管理基準の遵守状況及び課題	2
3 主体ごとにおける役割	4
第 2 章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	
1 指導等の実施体制	6
2 飼養衛生管理者による自己点検の実施	8
3 立入検査の実施	8
4 指導等に関する留意事項	9
5 家畜の所有者の不遵守を確認した場合に関する対応	9
第 3 章 その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関し必要な事項	
1 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向の把握	10
2 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応	10
3 愛玩動物飼育場所等への対応	10
4 協議会等との相互連携に関する方針	11
5 家畜の所有者による埋却地の確保が困難な場合の対応	11
6 大規模農場における対応計画	11
7 飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入	11
別添 1 年間指導スケジュール	
別添 2 重点的に指導等を実施すべき事項	
別添 3 家畜の伝染性疾病の発生状況及び対策	
別添 4 令和 6 年度サーベイランス計画	
別添 5 県域段階の会議体	

長野県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日
長野県公表

はじめに

- 1 「長野県飼養衛生管理指導等計画」（以下「本計画」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4の規定により長野県が定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とし、少なくとも3年ごとに見直しを行う。
- 3 本計画は、国の「飼養衛生管理指導等指針」に即して、本県の実情を踏まえ、飼養衛生管理に係る指導等の実施のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を定め、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ることを目的とする。

第1章 長野県の家畜衛生に係る畜産業の現状及び各主体の役割

1 長野県の家畜衛生に係る畜産業の現状

長野県の畜産業は、これまで講じてきた畜産クラスター事業などの生産基盤の強化対策等により、規模拡大や経営の効率化を進める経営体が存在する一方で、中小規模の経営体の比率が高く、生産者の高齢化や担い手不足などの慢性的な労働力不足や、飼料価格の高止まり等による収益の低迷など、多くの課題が存在している。

また、家畜防疫に関しては、令和元年に本県の養豚農場において豚熱が発生した事例のように、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、発生農場においては経営再建までに長期にわたって甚大な影響が及ぶとともに、地域の畜産業や関連産業に対しても広く影響が及ぶことから、飼養衛生管理の遵守を始めとした家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、本県畜産業にとって極めて重要な課題となっている。

このような背景のもとで、改正された飼養衛生管理基準等を踏まえて関係者により取組を強化しているところであるが、多くの経営体において飼養衛生管理基準に対応した飼養管理を実践している一方で、一部において、衛生管理区域等の専用の衣服及び靴の設置・使用や、更衣における交差汚染防止対策等の対応が不十分な事例も見受けられる。

このため、飼養衛生管理基準の遵守を始めとした家畜防疫に関する取組の重要性等について関係者が認識を共有し、地域全体の課題として、家畜の所有者、県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間獣医師等の関係者が連携して取り組むことが必要である。

2 県内における飼養衛生管理基準の遵守状況及び課題

(表：令和5年度 家畜の所有者による自己点検結果)

(1) 牛

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数											
	乳用	全体	260	うち大規模	6							
	肉用	全体	336	うち大規模	4							
	1. 家畜所有者の責務				2. 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3. 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の把握	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理マニュアルの作成	⑧家保の指導の遵守	⑨マニュアルの作成	⑩検査設置等の措置	⑪従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	260 (100.0%)	258 (99.2%)	208 (80.0%)	258 (99.2%)	216 (83.1%)	245 (94.2%)	229 (88.1%)	258 (99.2%)	228 (87.7%)	247 (95.0%)		
遵守農場数(肉用)	336 (100.0%)	335 (99.7%)	297 (88.4%)	335 (99.7%)	321 (95.5%)	327 (97.3%)	306 (91.1%)	335 (99.7%)	317 (94.3%)	320 (95.2%)		
	4. 記録の作成及び保管				5. 大規模所有者が講ずる措置				6. 飼養衛生管理の徹底			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の施設に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の飼育に関する記録の作成・保管	⑦家畜の搬入に関する記録の作成・保管	⑧農場周辺に関する記録の作成・保管	⑨通報ルールの作成等	⑩畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	⑪対策等の実施	
遵守農場数(乳用)	221 (85.0%)	200 (76.9%)	193 (74.2%)	192 (73.8%)	218 (83.8%)	239 (91.9%)	256 (98.5%)	243 (93.5%)	3 (75.0%)	243 (93.5%)		
遵守農場数(肉用)	313 (93.2%)	306 (91.1%)	275 (81.8%)	273 (81.2%)	314 (95.5%)	328 (97.6%)	336 (100.0%)	329 (97.9%)	6 (100.0%)	327 (97.3%)		
	7. 家畜伝染病の発生リスクの発生に際しての準備				8. 衛生管理区域の設定				9. 家畜の移動の制限			
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置	④防疫制限の準備	⑤埋却等の準備	⑥家畜の移動の制限	⑦家畜の移動の制限	⑧家畜の移動の制限	⑨衛生管理区域への立入者の制限	⑩衛生管理区域への立入者の制限	⑪衛生管理区域への立入者の制限	
遵守農場数(乳用)	236 (90.8%)	222 (85.4%)	237 (91.2%)	247 (95.0%)	196 (75.4%)	252 (96.9%)	233 (89.6%)	256 (98.5%)	207 (79.6%)	235 (90.4%)		
遵守農場数(肉用)	322 (95.8%)	316 (94.0%)	325 (96.7%)	331 (98.5%)	280 (83.3%)	319 (94.9%)	320 (95.2%)	334 (99.4%)	335 (99.7%)	293 (87.2%)		
	16. 衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用				17. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等				18. 衛生管理区域で使用する物品の消毒等			
	①衛生管理区域専用の衣類・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣類・靴の洗浄・消毒	④車両の消毒	⑤車両内における交差汚染の防止	⑥消毒剤の定期的な点検	⑦消毒剤の定期的な点検	⑧消毒剤の定期的な点検	⑨消毒剤の定期的な点検	⑩消毒剤の定期的な点検	⑪消毒剤の定期的な点検	
遵守農場数(乳用)	197 (75.8%)	189 (72.3%)	249 (95.2%)	199 (76.5%)	185 (71.2%)	205 (78.8%)	181 (69.6%)	247 (95.0%)	195 (75.0%)	211 (81.2%)		
遵守農場数(肉用)	312 (92.9%)	302 (89.9%)	333 (99.1%)	295 (87.8%)	275 (81.8%)	300 (89.2%)	273 (81.3%)	331 (98.5%)	277 (82.4%)	318 (94.6%)		
	24. 畜舎の入口における靴の交換又は消毒				25. 器具の定期的な清掃又は消毒等				26. 畜舎内の不十分な物品の処分			
	①畜舎専用の靴の交換又は消毒	②靴の定期的な清掃又は消毒	③器具の定期的な清掃又は消毒	④器具の定期的な清掃又は消毒	⑤器具の定期的な清掃又は消毒	⑥器具の定期的な清掃又は消毒	⑦器具の定期的な清掃又は消毒	⑧器具の定期的な清掃又は消毒	⑨器具の定期的な清掃又は消毒	⑩器具の定期的な清掃又は消毒		
遵守農場数(乳用)	227 (87.3%)	224 (86.2%)	250 (96.2%)	246 (94.6%)	221 (85.0%)	251 (96.5%)	210 (80.8%)	238 (91.5%)	252 (96.9%)	217 (83.5%)		
遵守農場数(肉用)	313 (93.2%)	307 (91.4%)	331 (98.5%)	323 (98.1%)	297 (88.4%)	335 (99.7%)	294 (87.5%)	323 (98.1%)	325 (98.7%)	311 (92.9%)		
	31. 畜舎等施設内の清掃及び消毒				32. 毎日の家畜の健康観察				33. 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
	①畜舎等施設内の清掃及び消毒	②毎日の家畜の健康観察	③衛生管理区域から退出する車両の消毒	④衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑤衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑥衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑦衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑧衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑨衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑩衛生管理区域から退出する物品の消毒		
遵守農場数(乳用)	234 (90.0%)	255 (98.1%)	223 (85.6%)	209 (80.4%)	212 (81.5%)	253 (97.3%)	250 (96.2%)	257 (98.0%)	243 (93.5%)	251 (96.5%)		
遵守農場数(肉用)	322 (95.8%)	335 (99.8%)	315 (93.8%)	296 (88.7%)	300 (89.3%)	334 (99.7%)	332 (98.8%)	334 (99.4%)	327 (97.3%)	331 (98.5%)		
	38. 特定症状以外の異常が確認された場合の発生・移動の停止				39. 家畜の出発又は移動時の健康観察				40. 特定症状が確認された場合の発生・移動の停止			
	①症状増加時の発生	②症状増加時の発生	③症状増加時の発生	④症状増加時の発生	⑤家畜の出発又は移動時の健康観察	⑥家畜の出発又は移動時の健康観察	⑦家畜の出発又は移動時の健康観察	⑧家畜の出発又は移動時の健康観察	⑨家畜の出発又は移動時の健康観察	⑩家畜の出発又は移動時の健康観察		
遵守農場数(乳用)	257 (98.8%)	256 (98.5%)	255 (98.1%)	257 (98.8%)								
遵守農場数(肉用)	333 (99.1%)	334 (99.4%)	335 (99.7%)	334 (99.4%)								

乳用牛及び肉用牛飼養農場においては、「4. ③立入者の海外渡航記録の作成・保管」「4. ④従事者の海外渡航記録の作成・保管」「16. ②更衣により交差汚染の防止」「17. ②車内における交差汚染の防止」の遵守率が特に低く、外部からの病原体侵入リスクへの対応が不十分と考えられることから、生産者団体等と連携し、指導する必要がある。

(2) 豚

② 豚

② 豚	対象農場数											
	全体	64	うち大規模	3								
	1. 家畜所有者の責務				2. 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3. 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の把握	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理マニュアルの作成	⑧家保の指導の遵守	⑨マニュアルの作成	⑩検査設置等の措置	⑪従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)		
	4. 記録の作成及び保管				5. 大規模所有者が講ずる措置				6. 飼養衛生管理の徹底			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の施設に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の飼育に関する記録の作成・保管	⑦家畜の搬入に関する記録の作成・保管	⑧農場周辺に関する記録の作成・保管	⑨通報ルールの作成等	⑩対策等の実施		
遵守農場数	63 (98.4%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	62 (96.9%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)		
	7. 家畜伝染病の発生リスクの発生に際しての準備				8. 衛生管理区域の設定				9. 家畜の移動の制限			
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置	④防疫制限の準備	⑤埋却等の準備	⑥家畜の移動の制限	⑦家畜の移動の制限	⑧家畜の移動の制限	⑨衛生管理区域への立入者の制限	⑩衛生管理区域への立入者の制限		
遵守農場数	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	59 (92.2%)	63 (98.4%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)		
	16. 衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用				17. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等				18. 衛生管理区域で使用する物品の消毒等			
	①衛生管理区域専用の衣類・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣類・靴の洗浄・消毒	④車両の消毒	⑤車両内における交差汚染の防止	⑥消毒剤の定期的な点検	⑦消毒剤の定期的な点検	⑧消毒剤の定期的な点検	⑨消毒剤の定期的な点検	⑩消毒剤の定期的な点検		
遵守農場数	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)		
	24. 畜舎の入口における靴の交換又は消毒				25. 器具の定期的な清掃又は消毒等				26. 畜舎内の不十分な物品の処分			
	①畜舎専用の靴の交換又は消毒	②靴の定期的な清掃又は消毒	③器具の定期的な清掃又は消毒	④器具の定期的な清掃又は消毒	⑤器具の定期的な清掃又は消毒	⑥器具の定期的な清掃又は消毒	⑦器具の定期的な清掃又は消毒	⑧器具の定期的な清掃又は消毒	⑨器具の定期的な清掃又は消毒	⑩器具の定期的な清掃又は消毒		
遵守農場数	63 (98.4%)	62 (96.9%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)		
	31. 畜舎等施設内の清掃及び消毒				32. 毎日の家畜の健康観察				33. 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
	①畜舎等施設内の清掃及び消毒	②毎日の家畜の健康観察	③衛生管理区域から退出する車両の消毒	④衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑤衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑥衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑦衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑧衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑨衛生管理区域から退出する物品の消毒	⑩衛生管理区域から退出する物品の消毒		
遵守農場数	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)		
	38. 特定症状以外の異常が確認された場合の発生・移動の停止				39. 家畜の出発又は移動時の健康観察				40. 特定症状が確認された場合の発生・移動の停止			
	①症状増加時の発生	②症状増加時の発生	③症状増加時の発生	④症状増加時の発生	⑤家畜の出発又は移動時の健康観察	⑥家畜の出発又は移動時の健康観察	⑦家畜の出発又は移動時の健康観察	⑧家畜の出発又は移動時の健康観察	⑨家畜の出発又は移動時の健康観察	⑩家畜の出発又は移動時の健康観察		
遵守農場数	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)		

豚飼養農場においては、「10. 埋却等の準備」の遵守率が特に低く、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であることから、家畜の所有者と共に県及び市町村等が連携

し、原則として埋却地の確実な確保に努めるとともに、必要に応じて、焼却等も含めた取組を検討し指導する。

(3) 家きん

① 種	対象農場数	
	採卵	肉用
	全体 59	うち大規模 1
	全体 32	うち大規模 0

	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①立法法令の遵守	②地域の最高関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④従事者から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理者の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	⑨マニュアルの作成	⑩着脱装置等の措置	⑪従事者への衛生情報の周知徹底	⑫消毒記録の作成
遵守農場数(採卵)	58 (98.3%)	57 (96.8%)	57 (96.8%)	58 (98.3%)	53 (89.8%)	58 (98.3%)	55 (93.2%)	59 (100.0%)	53 (89.8%)	55 (93.2%)	57 (96.8%)	57 (96.8%)
遵守農場数(肉用)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)

	4記録の作成及び保管				5大規模所有者が講ずる措置						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家きんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家きんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家きんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨連絡ルールの作成等	⑩畜舎ごとの飼養衛生管理等の配置	⑪対策前の確認
遵守農場数(採卵)	55 (93.2%)	51 (86.4%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	57 (96.8%)	59 (100.0%)	58 (98.3%)	55 (93.2%)	-	-	-
遵守農場数(肉用)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	-	-	-

	7衛生管理区域の設定				8埋却等の準備				9家畜動物の飼養管理				10飼育の防止				11衛生管理区域への必要のない家畜の立入制限				12他の畜舎施設等に立ち入りする衛生管理区域への立入制限				13衛生管理区域に立ち入る者の手洗消毒等			
	①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置	④埋却等の準備	⑤家畜動物の飼養管理	⑥飼育の防止	⑦衛生管理区域への必要のない家畜の立入制限	⑧他の畜舎施設等に立ち入りする衛生管理区域への立入制限	⑨衛生管理区域に立ち入る者の手洗消毒等	⑩衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	⑪更衣による交差汚染の防止	⑫衣服・靴の洗浄・消毒	⑬車庫の消毒	⑭車内における交差汚染の防止	⑮他の畜舎施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む等の措置	⑯海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む等の措置	⑰飲用水の給与	⑱家きんを導入する際の健康観察等	⑲導入した家きんの健康観察	⑳家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉑家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉒家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉓家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等					
遵守農場数(採卵)	53 (89.8%)	56 (94.9%)	54 (91.5%)	57 (96.8%)	58 (98.3%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	58 (98.3%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	58 (98.3%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)					
遵守農場数(肉用)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)					

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用				15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等				16他の畜舎施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む等の措置				17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む等の措置				18飲用水の給与				19家きんを導入する際の健康観察等				20家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	④車庫の消毒	⑤車内における交差汚染の防止	⑥他の畜舎施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む等の措置	⑦海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む等の措置	⑧飲用水の給与	⑨家きんを導入する際の健康観察等	⑩導入した家きんの健康観察	⑪家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑫家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑬家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑭家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑮家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑯家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑰家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑱家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑲家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑳家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉑家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉒家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉓家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等					
遵守農場数(採卵)	54 (91.5%)	50 (84.7%)	56 (94.9%)	57 (96.8%)	54 (91.5%)	56 (94.9%)	58 (98.3%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)				
遵守農場数(肉用)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)				

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等				23家きん舎への不必要な物品の持ち込み制限				24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等				25給餌施設等への野生動物の排泄物等の侵入防止				26おぼろみ及び畜舎の掃除			
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③家きん舎内での作業者の衣類消毒	④汚れた靴の洗浄・消毒	⑤器具の定期的な清掃又は消毒等	⑥家きん舎への不必要な物品の持ち込み制限	⑦野生動物侵入防止のためのネット等の設置等	⑧給餌施設等への野生動物の排泄物等の侵入防止	⑨おぼろみ及び畜舎の掃除	⑩家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑪家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑫家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑬家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑭家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑮家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑯家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑰家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑱家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑲家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	⑳家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉑家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉒家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	㉓家きん舎に立ち入る者の手洗消毒等	
遵守農場数(採卵)	55 (93.2%)	52 (88.1%)	56 (94.9%)	59 (100.0%)	57 (96.8%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	59 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	

	27衛生管理区域への野生動物の侵入防止				28家きん舎内での作業者の衣類消毒				29毎日の家きんの健康観察				30衛生管理区域から退出する者の手洗消毒等				31衛生管理区域から退出する車両の消毒				32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等				33家きんの出入り又は移動時の健康観察			
	①衛生管理区域への野生動物の侵入防止	②家きん舎内での作業者の衣類消毒	③毎日の家きんの健康観察	④衛生管理区域から退出する者の手洗消毒等	⑤衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑥衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	⑦家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑧家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑨家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑩家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑪家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑫家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑬家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑭家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑮家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑯家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑰家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑱家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑲家きんの出入り又は移動時の健康観察	⑳家きんの出入り又は移動時の健康観察	㉑家きんの出入り又は移動時の健康観察	㉒家きんの出入り又は移動時の健康観察	㉓家きんの出入り又は移動時の健康観察					
遵守農場数(採卵)	53 (89.8%)	56 (94.9%)	55 (93.2%)	57 (96.8%)	56 (94.9%)	56 (94.9%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)					
遵守農場数(肉用)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)					

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出入り及び移動の停止				35特定症状以外の異常が確認された場合の出入り・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発現時の出入り・移動の制限	③特定症状発現時の物品の持ち込み制限	④症状増加時の受診等	⑤特定症状以外の異常が確認された場合の出入り・移動の停止	⑥症状増加時の受診等	⑦監視伝送設備設置時の家保の指導の遵守	⑧その他異常の発生時の受診等
遵守農場数(採卵)	59 (100.0%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)	58 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)

採卵鶏及び肉用鶏飼養農場においては、「4. ②消毒の実施に関する記録の作成・保管」「8. 埋却等の準備」「14. ②更衣による交差汚染の防止」の遵守率が特に低い。

「8. 埋却地の準備」については、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であることから、家畜の所有者と共に県及び市町村等が連携し、原則として埋却地の確実な確保に努めるとともに、必要に応じて、焼却等も含めた取組を検討し指導する。

また、「4. 消毒の実施に関する記録の作成・保管」「14. ②更衣による交差汚染の防止」については、外部からの病原体侵入リスクへの対応が不十分と考えられることから、生産者団体等と連携し、指導する必要がある。

3 主体ごとにおける役割

家畜伝染病の発生予防のためには、法の規定に基づく家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の措置に加え、家畜保健衛生所の体制整備、家畜防疫員の確保及び育成等、家畜衛生に関する多様な対策を総合的に実施していく必要がある。特に、飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本となる管理基準であり、その遵守は、家畜の伝染性疾患の発生予防において最も重要な発生予防対策の一つである。これらのことから、家畜衛生に携わる主体ごとに、次の役割により、飼養衛生管理基準の遵守徹底及び家畜の伝染性疾患の発生予防等に万全を期していくことが必要である。

(1) 県

県は、県内における家畜の飼養状況、伝染性疾患の発生状況及び各農場の飼養衛生状況等を把握し、家畜衛生上の課題を踏まえた上で、家畜の所有者及び法第12条の3の2の規定により家畜の所有者が選任した飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対し、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導や内容の普及を効率的かつ計画的に実施する。

(2) 家畜の所有者等

家畜の所有者は、法第2条の2の規定により、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一義的責任を有しているため、関係者の助言を得つつ必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、法第12条の3に所有者の義務として定められている飼養衛生管理基準を遵守徹底を図る。

(3) 市町村

市町村は、各地域における自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動に関する助言等を行うと共に、国及び県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の施策に連携し、その措置を講ずるよう努める。

(4) 関連事業者

飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場、と畜場など家畜の集合する施設の管理者、その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、その事業活動について、車両消毒の徹底等、病原体の侵入及び拡散防止措置を講ずるとともに、国、県及び市町村が実施する家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための施策に協力するよう努める。

(5) 生産者団体及び民間の獣医師等

生産者団体及び民間の獣医師等は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の一端を担っていることから、国及び県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の施策に協力し、平常時から、家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うよう努める。

第2章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等の他、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等その他の関係者等が連携して総合的に実施していくことが重要である。よって、各主体は第1章で示した役割を講じ、飼養衛生管理に係る指導を実施する県においては、地域の家畜衛生上の課題及び重点的に指導すべき事項を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施する。

1 指導等の実施体制

(1) 県の体制整備

ア 家畜防疫員の確保

法第53条第4項において、都道府県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。このため、県は、平常時から一般社団法人長野県獣医師会との防疫協定に基づき、診療獣医師、家畜保健衛生所等の退職獣医師職員及び健康福祉部の獣医師職員をリストアップし、必要に応じ、家畜防疫員として任命できるようにする。

イ 家畜防疫員の育成

(7) 家畜衛生講習会等

県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が毎年開催する家畜衛生講習会等に家畜防疫員を参加させ、飼養衛生管理の指導等を行うための技術を習得させるとともに、その技術や情報の普及を図るための伝達講習会等を開催する。

(4) 病性鑑定検討会

県は、松本家畜保健衛生所が主催する病性鑑定検討会において、新たな知見の共有、検査技術の習得、病性鑑定事例の検討等を通じて家畜防疫員のスキルアップを図る。

(5) 防疫演習

県は、家畜伝染病発生時に迅速に対応できるよう、特定家畜伝染病庁内連絡会議担当者、家畜防疫に係る協定締結団体、関係県域団体等が参加した防疫演習を開催する。また、家畜保健衛生所は、地域防疫措置の体制強化を図るため、地域関係機関や民間獣医師等が参加した防疫演習を開催し、家畜防疫員の対応内容や防疫措置の具体的内容等について確認する。

(1) 防疫措置リーダー育成研修会等

県は、家畜伝染病発生時に、発生農場等における防疫措置の指揮をとる指導者（リーダー）を育成するための研修会等を開催する。

(4) その他

県は、家畜防疫員に対し、国から情報提供された国内外の家畜伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、飼養衛生管理の指導等を行うための有益な技術的情報等について、情報共有を図る。

(2) 飼養衛生管理者の選任

平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理を適正に実施するための中心的存在として、選任されるものである。

このため、県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合は、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているか確認し、必要に応じて、次のアからウにより指導する。

ア 選任の条件

県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能である。

イ 複数の衛生管理区域を管理する場合

県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質から、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理の適切な実施に支障がない場合は、この限りでない。

ウ 選任状況の確認

県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。この際、次のとおり指導する。

- (7) 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域が明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導する。
- (4) 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が、衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合に、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

(3) 飼養衛生管理者に対する研修・教育

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修会を開催する。

- ア 海外及び国内における家畜の伝染病発生状況・動向
- イ 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ウ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

(4) 飼養衛生管理者に対する情報提供

県は、必要に応じて飼養衛生管理者に以下のとおり情報を提供する。

ア 平常時の対応

国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等を一斉ファクシミリやメールリストを活用して広報等で提供する。

イ 家畜の伝染性疾病の発生リスクの増高時の対応

県は、家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等を広報等で提供する他、家畜保健衛生所により直接電話で情報提供し、家畜の異常有無の確認を実施する。

ウ 外国人従業員への対応

県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、国が作成した外国語による資料を提供する。

2 飼養衛生管理者による自己点検の実施

飼養衛生管理者は、飼養する家畜の衛生管理状況及び飼養衛生管理基準の遵守状況について、当該農場の飼養衛生管理マニュアルを踏まえ少なくとも年1回以上自己点検を行い、その結果について、法第12条の4に基づく定期報告に示す報告期限までに県に報告する。

県は、家きん飼養農場においては、毎年10月から5月に月1回、豚飼養農場においては、3か月に1回、その他畜種においては、国内における特定家畜伝染病の発生リスクの高まりを踏まえ、自己点検や消毒を実施するよう、広報等で呼びかける。

3 立入検査の実施

県は、毎年度、2により報告された自己点検結果と併せ、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、原則、法第51条に基づく立入検査により確認を行う。その際、国が別途示す飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して確認を行う。

(1) 対象農場

牛については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、飼養農場の全戸とし、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししについては、6頭以上飼養する農場とする。

また、家きんについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜防疫指針」に基づき、100羽以上（ただし、だちょうにあっては10羽以上）を飼養する農場とする。

なお、立入検査の実施の判断については、原則国の方針に従うが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。

全ての対象農場に少なくとも年1回は、家畜防疫員が立入検査を行う。

馬については、立入検査が必要となった農場に対し実施する。

(2) 年間指導スケジュールの設定

本計画の策定及び見直しの際に、指導の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）について、3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを

行う。令和6年度から8年度分は別添1のとおりとする。

(3) 重点的に指導等を実施すべき事項の設定

県は、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を、別添2のとおり定め、家畜の所有者等に徹底させる。

4 指導等に関する留意事項

県は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、本計画並びに3(2)及び(3)により公表した年間指導スケジュール、優先事項等に即して、効率的かつ計画的に実施するよう努める。

なお、家畜防疫員は、次の事項に留意し、指導を行う。

- (1) 飼養規模、経営力等の農場ごとの実情並びに最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。
- (2) 改善指導があった場合、家畜の所有者等に、飼養衛生管理マニュアルに反映するよう指導を徹底し、取組を実践及び定着化に導く。
- (3) 家畜の所有者による自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルの頻度を高めるなどにより、着実に改善策が実施されるように対応する。

5 家畜の所有者の不遵守を確認した場合に関する対応

県は、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令、及び法34条の2の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令について、別に定める「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務処理要領」（令和3年3月25日付け家畜防疫対策室長通知）により実施する。

第3章 その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関し必要な事項

1 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向の把握

家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために重要であるため、県は、平常時からこれらの情報収集を行うとともに、国が示す方針等に基づきサーベイランスを実施する。

(1) 家畜の伝染性疾病の発生状況及び対策

近年の家畜の伝染性疾病の発生状況及び対策については、別添3のとおりである。

(2) 家畜の伝染性疾病のサーベイランス計画の作成

家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向に係る情報の収集は、疾病発生の危険度が高まった場合の早期警告に不可欠であるとともに、その結果に応じた的確に発生予防及びまん延防止の措置を講ずるために重要である。そこで、家畜防疫対策要綱に基づき、国が示す全国的な浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその検査方法に沿って、法第5条第1項又は第51条第1項の規定により実施する全国サーベイランス計画、及び本県の地理的状況や監視伝染病の発生状況等を踏まえて作成する地域的サーベイランス計画について、毎年度作成し公表する。令和6年度は別添4のとおりとする。

2 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応

(1) 制限区域内の周辺農場及び野生動物における感染確認検査

県は、口蹄疫、アフリカ豚熱等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、アフリカ豚熱及び豚熱に加え、口蹄疫、牛疫及び高病原性鳥インフルエンザについて適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理区域の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。その際、県は、現に近隣で疾病が発生していること、既に病原体が農場内に侵入している可能性があることなどを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第2章の5のとおり、法第34条の2の規定による緊急の勧告又は命令を行う。

(2) 情報提供

県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について広報等により関係者に周知する。

3 愛玩動物飼育場所等への対応

法で指定された家畜を飼養している者は、家畜を飼養する用途にかかわらず、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等を行うため、本指導計画の対象とする。その際、家畜保健衛生所は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント

等の飼養衛生管理上の留意点について指導等を行う。また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

4 協議会等との相互連携に関する方針

(1) 県域段階の会議体及び自衛防疫団体の設置（別添5）

県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を円滑かつ適切に実施するため、防疫体制連絡会議等をとおして飼養衛生管理基準の制度内容、管内の飼養衛生管理の現況、国及び県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有を行うとともに、家畜保健衛生所管内の県機関、市町村及び関係団体等で構成する自衛防疫団体による活動を推進する。

(2) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う当該家畜の飼養に係る衛生管理の向上のための自主的措置に関する方針

県は、(1)の県域段階の会議体及び自衛防疫団体を活用しつつ、以下の事項に取組み、家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化を図る。

ア 家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会等の開催

イ 飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

(3) 特定家畜伝染病の発生時の対応

以下の事項については、長野県特定家畜伝染病県及び現地対策本部会議で取組むこととする。

ア 発生時の防疫措置に関すること

イ 畜産物の安全確保対策に関すること

ウ 畜産業及び関連業の経営対策に関すること

エ 人の健康被害の防止対策に関すること

オ 情報の収集及び広報に関すること

カ 焼埋却体制確保に関すること

5 家畜の所有者による埋却地の確保が困難な場合の対応

家畜の所有者による埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保を原則としながらも、家畜の所有者がすぐには自ら埋却地等を確保できない場合には、確保されるまでの間、県は、焼却施設又は移動式レンダリング装置の活用、代替県有地の借用等の補完的な体制を検討し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制整備に向けて取り組む必要がある。ただし、移動式レンダリング装置の活用には、埋却と比較して、動員人数及び資材量が数倍要することから、できる限り埋却による方法を選択する。

6 大規模農場における対応計画

県は、大規模所有者のうち、国の通知等で示された該当頭羽数を飼養する者に対し、監視伝染病の発生に備えた対応計画の策定、防疫資材の備蓄、必要に応じ周辺住民に対する事前説明等の取組について指導する。また、採卵鶏及び肉用鶏 20 万羽以上、豚 1 万頭以上を飼養する農家に

対し、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化するよう指導する。加えて、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。なお、該当する農場が所在しない管轄地域においては、同畜種より小さい飼養規模の農場を対象とし、指導を進める。本県における対象農場は家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 9 号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場とする。

7 飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入

県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、国の方針、事業の性質及び制度資金等の必要性を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるように取り組む。

飼養衛生管理基準に係る年間指導スケジュール（令和6～8年度）

→ 家畜防疫員の確認

畜種及び立入根拠事業	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月					
牛飼養農場	【県】定期報告を求める通知発出	【家畜の所有者等】自己点検	【家畜の所有者等】自己点検	【家畜の所有者等】※定期報告提出期	【地域】告示に基づく				【地域】告示に基づく												
【搾乳牛・肉用繁殖牛飼養農場】 法5条に基づく牛ヨーネ病検査					【地域】全域 対象農場																
【搾乳牛飼養農場】 生乳生産管理チェック巡回指導					【地域】全域 対象農場																
【肉用牛飼養農場】 信州あんしん農産物（牛肉）制度	【地域】全域 対象農場												【地域】全域								
豚飼養農場 豚熱ワクチン接種等	【地域】全域 対象農場																				
上記以外の牛・豚 及び めん羊・山羊飼養農場 1年間のうち立入していない農場													【地域】全域								
家きん飼養農場	【地域】全域 対象農場																				
定点モニタリング（対象農場：毎月1回）	【地域】全域																				
強化モニタリング	【地域】全域																				
馬飼養農場	【地域】全域 立入検査が必要となる農場																				
県から国への報告等				指導計画公表				遵守・指導状況の報告				指導状況の報告				国から公表	指導状況の報告				指導状況の報告

○牛飼養農場（対象：全戸）

法第5条に基づく牛ヨーネ病の検査、法第51条に基づく立入検査、信州あんしん農産物（牛肉）生産農場認定制度に係る検査等に併せて立入検査を実施する。

○豚等飼養農場（対象：6頭以上）

豚熱ワクチン接種及び免疫付与状況等確認検査等に併せて立入検査を実施する。

○家きん飼養農場（対象：100羽以上）

鳥インフルエンザの流行前の対策強化のため、定点モニタリング、強化モニタリング、鶏卵衛生管理体制整備に係る検査等に併せて11月末までに立入検査を行う。ただし、これまでに全ての基準項目の遵守を確認している農場で、再度立ち入る必要がないと判断する農場については、電話、文書等による確認をもって立入検査に代えることができることとする。

○馬飼養農場

必要に応じ、法第51条に基づく立入検査を実施する。

令和6年度 重点的に指導等を実施すべき事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期	県の実施方針
牛	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
豚	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域 (6頭以上)	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 国作成の豚用の飼養衛生管理マニュアル例を、農場の実情に応じて作成し、更新するよう、広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域 (6頭以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	10 埋却等に備えた措置	県内全域 (1,000頭以上)	特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者と共に、県及び市町村等が連携し、埋却地の確実な確保や焼却又は移動式レンダリング装置の併用等の補完的な体制を整備し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築するよう取り組む。

別添 2

家きん	3	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域 (100羽以上)	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4	記録の作成及び保管	県内全域 (100羽以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年 通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	34	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		渡り鳥により、直接国外から病原体が侵入する可能性があるため。		
	20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等		外部からの病原体の侵入リスクを減少させるため		
	21	家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用		野鳥等の小型の野生動物の侵入を阻止するため		
	24	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕		野生動物の隠れ場所を無くし、衛生管理区域内に侵入した病原体を減少させるため		
	27	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒				
8	埋却等に備えた措置	県内全域 (100羽以上)	特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であるため	通年	<ul style="list-style-type: none"> 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。 家畜の所有者と共に、県及び市町村等が連携し、埋却地の確実な確保や焼却の併用等の補完的な体制を整備し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築するよう取り組む。 	

令和7年度 重点的に指導等を実施すべき事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期	実施方針
牛	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
豚	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域 (6頭以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
家きん	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域 (100羽以上)	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。

別添 2

4	記録の作成及び保管	県内全域 (100羽以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
34	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県内全域 (100羽以上)	渡り鳥により、直接国外から病原体が侵入する可能性があるため。	通年。また、渡り鳥が増加する時期には広報により周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、研修会及び各種会議で取組を呼びかける。 ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
8	埋却等に備えた措置	県内全域 (100羽以上)	特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であるため	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。 ・家畜の所有者と共に、県及び市町村等が連携し、埋却地の確実な確保や焼却の併用等の補完的な体制を整備し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築するよう取り組む。

令和 8 年度 重点的に指導等を実施すべき事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期	実施方針
牛	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	10 埋却等に備えた措置	県内全域 (大規模農場)	特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であるため	通年	<ul style="list-style-type: none"> 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。 家畜の所有者と共に、県及び市町村等が連携し、埋却地の確実な確保や焼却等の補完的な体制を整備し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築するよう取り組む。
豚	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域 (6頭以上)	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域 (6頭以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> 広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。

別添 2

家 き ん	3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域 (100羽以上)	新規就農者及び飼養規模の増減により適宜マニュアルを変更する必要があるため。	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、家畜の所有者に必要な衛生対策を認知させることを念頭に指導する。 ・広報、研修会及び各種会議で作成を呼びかける。 ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	4 記録の作成及び保管	県内全域 (100羽以上)	疾病発生時に早期に感染ルートを特定できるようにするため。	法第51条に基づく立入検査等の際に指導を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、研修会及び各種会議等で取組を呼びかける。 ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。
	34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県内全域 (100羽以上)	渡り鳥により、直接国外から病原体が侵入する可能性があるため。	定期モニタリング検査等の際に指導を実施。 また、渡り鳥が増加する時期には広報により周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、研修会及び各種会議で取組を呼びかける。 ・年間指導スケジュールに即して、立入の上、指導する。

家畜の伝染性疾病の発生状況及び対策

1 牛

家畜の伝染性疾病の発生状況		対策又は課題
疾病名	国内及び県内の発生状況	
ヨーネ病	国内において発生件数が増加しており、感染拡大が危惧。県内では主に県外から導入する農家で複数発生。	牛のヨーネ病防疫対策要領に基づき、定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要であることから、本県では、乳用牛では2年に1回、肉用繁殖牛では4年に1回のサーベイランスを実施する。発生農場における同居牛検査及び導入時の検査を実施することで、患畜を適宜摘発し、県内における農場全体へのまん延防止措置を講じている。また、必要に応じて、環境中のヨーネ菌スクリーニングPCR 検査を実施し、汚染状況を俯瞰的に把握する。
牛伝染性リンパ腫	国内において届出件数が増加し感染の拡大が危惧。本県では近年高止まりで推移。	特に、肉用牛（肥育牛）飼養農場においては、出荷前に発症する事例が問題になっており、家畜市場において本病の陰性証明等を求める声の一部がある。乳用牛及び肉用繁殖牛飼養農場においては、定期的に浸潤状況確認検査により本病の感染状況を把握し分離飼養や計画的な淘汰など衛生対策が必要であるが、家畜の所有者等の衛生対策に対する認識にバラツキが見られる。本病の衛生対策にあたっては、衛生対策ガイドラインに基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の低温殺菌や凍結処理、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場や共同放牧等における感染防止の対策を徹底することが重要である。
牛ウイルス性下痢	年間数頭程度発生。	乳用牛飼養農場において、年2回のバルク乳を用いた遺伝子検査を実施することで早期に感染牛を摘発できる体制を整備し、年間数頭程度感染を検出している。一方、繁殖牛飼養農場では、今後、スポットテスト等により浸潤状況を把握する必要がある。本病については、国内の発生が増加傾向で推移し、全国的なまん延も危惧されている。妊娠牛が感染した場合、胎子は感染時の胎齢によっては、生涯にわたってウイルスを体内に保有し続けるとともに体外に排出し続ける持続感染牛（以下「PI牛」という。）となって産出され、同一牛群内の汚染源になるとともに、他農場への伝播源となることから、本病に関する防疫対策ガイドラインに基づき発生地域における計画的な予防接種の実施による発生予防、導入牛検査及びPI牛の自主的とう汰に重点を置いた対策が重要である。

2 めん羊及び山羊

家畜の伝染性疾病の発生状況		対策又は課題
疾病名	国内及び県内の発生状況	
寄生虫症	主に放牧地における寄生虫症が散発	適切な駆虫プログラムや輪換放牧等の対策が必要である。

3 豚及びいのしし

家畜の伝染性疾患の発生状況		対策又は課題
疾病名	県内の発生状況	
豚熱	国内において、平成30年以降継続して発生。本県においても平成31年2月に他県発生農場の疫学関連農場で発生後、同年7月に同病ウイルスの感染野生いのししで、9月に県内2養豚農場で発生が確認。また、野生いのししにおいては令和元年度に190頭、令和2年度に75頭、令和3年度に4頭、令和4年度に2頭のPCR陽性が確認されている。	繁殖母豚が更新されるにつれて、母豚の初乳中の移行抗体価は徐々に低下すると予想されるため、今後も免疫付与状況確認検査により効果を確認し、こうした変化にも対応した適切な接種時期について継続して検討が必要である。 また、野生いのしし由来の病原体の侵入防止対策として、①浸潤状況確認検査、②経口ワクチン散布、③林務部と連携した捕獲の強化や当該いのししの移動の抑制、④入山者に対する注意喚起や消毒の徹底等の継続した取組みを実施するとともに、野生いのししの生息場所と飼養管理環境が近い放牧を取り入れた農場や感染ルートとなる食品循環資源の利用農場に対しても、引き続き監視の強化が必要である。
アフリカ豚熱	国内においては、令和6年4月現在、同病の発生は確認されていないが、海外からの携行品より同病ウイルスの遺伝子が分離された事例があり。	国際的な人や物の移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。 家畜の所有者等に対する注意喚起のほか、野生いのしし及び豚等の病性鑑定検体における浸潤状況確認検査の取組を継続して実施するとともに、国に対し同病ワクチンの早期開発の要望を引き続き要望する。
豚流行性下痢	平成26年に1農場で初めて発生が確認され、隣接している1農場に拡大したが、消毒ポイント設置と畜場での交差汚染防止対策等により、まん延を阻止。	防疫マニュアルに基づく消毒の徹底やワクチンの使用により、国内発生が一旦減少したが、平成30年9月以降再び関東を中心に断続的に発生しているため、警戒が必要である。また、侵入防止に重点を置いた発生予防に努め、必要に応じてワクチンの有効利用を図る。
豚丹毒	予防接種の普及により急性例は減少したものの、慢性例がと畜検査を中心に確認。	発生は特定の農場で散発することが多く、特に子豚期の的確な予防接種の徹底に重点を置いて予防を講じる必要がある。本病が発生した場合には、抗菌性物質等による早期治療により損傷防止を図るよう家畜の所有者を指導する必要がある。
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚流行性下痢と共に、家畜の生産性を低下させる疾病であり、不顕性感染を示すため、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。	本症候群は、個体及び群で感染が持続する等、防疫対策を困難にする要因が多いことから、必要に応じてワクチンの有効利用を図るとともに、飼養衛生管理基準の徹底による飼養環境の改善等の取組を適切に実施する必要がある。

4 家きん

家畜の伝染性疾病の発生状況		対策又は課題
疾病名	県内の発生状況	
鳥インフルエンザ	令和4年10月に岡山県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された以降、令和5年4月時点で26道県84事例が確認され、約1,771万羽が殺処分された。また、野鳥においても、令和4年9月に神奈川県で確認されて以降、28道県242事例で確認された。本県では令和3年2月に諏訪湖で採取された環境試料（水）からウイルスが検出された。	本県の養鶏農場は、一部でウインドレス鶏舎で飼養されているが、開放型鶏舎での飼養が多い。そのため、鳥インフルエンザ等の病原体侵入防止対策として、人、物、車両の消毒等による防疫対策、防鳥ネット、金網等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るよう家きんの所有者の自衛防疫意識を高める指導をする必要がある。
家きんサルモネラ症	散発	ネズミからの感染が危惧されていることから、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、定期的なモニタリングの実施、施設の修繕等により小型野生動物等の侵入防止の徹底等の対策が必要である。
その他		コクシジウム及び外部寄生虫等も含め、環境中から完全に撲滅することが困難なため、継続した鶏舎消毒の徹底が求められる。

5 馬

県内において主な依頼検査は寄生虫検査であり、伝染性疾病の発生は無い。近年、法第5条に基づく検査の対象から除外されたため、立ち入る機会が減少している。

令和6年度 サーベイランス計画

家畜区分	対象疾病名	実施方針【地域及び期間 検査対象 方法】
牛 (乳用牛)	ヨーネ病	家畜伝染病予防法(以下「法」という。)法第5条及び第51条の規定により、発生予防及びまん延防止のための検査を実施する。 【地域及び期間】 2年間で全県内の検査を実施するほか、種雄牛及び同居牛については毎年、導入牛については導入時検査に努める。 【検査対象】 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している乳用雌牛及び当該家畜と同一施設内で飼養している牛 【方法】 予備的抗体検出法、予備的遺伝子検出法、リアルタイムPCR法(プローブ法)、ヨーニン検査
牛 (肉用牛)	ヨーネ病	法第5条及び第51条の規定により、発生予防及びまん延防止のための検査を実施する。 【地域及び期間】 4年間で全県内の検査を実施するほか、種雄牛及びその同居牛については毎年、導入牛については導入時検査に努める。 【対象畜種】 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛及び当該家畜と同一施設内で飼養している牛種付の用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及び当該家畜と同一施設内で飼養している牛 【方法】 予備的抗体検出法、予備的遺伝子検出法、リアルタイムPCR法(プローブ法)、ヨーニン検査
牛 (乳用牛・ 肉用牛)	ブルセラ症	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス要領に基づき検査を実施 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 牛(流産、死産をした母牛、その流産又は死産となった胎子、輸入後1年以上を経過している種付用又は搾乳の用に供するもの及び種畜検査対象牛) 【方法】 エライザ法、細菌培養検査
	結核	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス要領に基づき検査を実施 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 牛(輸入後1年以上を経過している種付用又は搾乳の用に供するもの及び種畜検査対象牛) 【方法】 ツベルクリン検査
	アカバネ病	牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領に基づき抗体検査を実施する。感染抗体が確認された場合は、ワクチン接種等の指導を実施する。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 令和5年11月から令和6年4月に生まれた牛(最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないもの) 【方法】 中和試験
	伝達性海綿状脳症	法第5条の規定により、検査を実施する。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 牛(特定症状を呈する牛、特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛) 【方法】 エライザ法
	牛伝染性リンパ腫	導入牛、預託子定牛及び発生農場を中心に抗体検査等を実施し、汚染状況を把握する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄化を図る。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 牛 【方法】 エライザ法、遺伝子検査法

別添 4

	牛ウイルス性下痢	<p>導入牛、預妊子定牛、及び発生農場を中心に抗原検査等を実施し、汚染状況を把握する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 牛</p> <p>【方法】 エライザ法、遺伝子検査法、中和試験</p>
	ピロプラズマ症	<p>法第 51 条の規定により検査を実施し、小型ピロプラズマ病及びこれと関連する放牧事故の発生予防を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 放牧牛</p> <p>【方法】 血液検査</p>
	伝染性疾病 [※]	<p>法第 51 条等の規定により立入臨床検査を実施し、各疾病の清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 牛</p> <p>【方法】 立入、臨床検査、病性鑑定等</p>
豚 (繁殖・肥育)	豚熱	<p>豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、ワクチン接種農場の免疫付与状況等確認検査を実施する。免疫付与が十分でない豚が確認された場合はワクチンの追加接種を行う。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 豚（ワクチン接種後 40 日以上経過した個体（6 か月ごと））</p> <p>【方法】 エライザ検査、中和試験</p>
	オーエスキー病	<p>清浄性の確認のため、定期的な抗体検査を実施する。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 豚</p> <p>【方法】 ラテックス凝集反応</p>
	豚丹毒	<p>予防注射の的確な実施等の防疫対策に資するため、抗体検査を実施する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄性を高める。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 豚</p> <p>【方法】 生菌発育凝集反応</p>
	豚流行性下痢	<p>県内で発生した場合、発生農場の抗体保有状況を把握するため、抗体検査を実施する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 豚</p> <p>【方法】 中和試験</p>
	豚繁殖・呼吸障害症候群	<p>抗体保有状況を把握するため、抗体検査を実施する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 豚</p>

別添 4

		<p>【方法】 エライザ法</p>
	伝染性疾病 ³²	<p>法第 51 条等の規定により立入臨床検査を実施し、各疾病の清浄化を図る。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 豚（6 頭以上飼養農場） 【方法】 立入、臨床検査、病性鑑定等</p>
いのしし (野生)	豚熱 アフリカ豚熱	<p>【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 野生いのしし（死亡または捕獲されたもの） 【方法】 エライザ検査、遺伝子検査</p>
家さん	高(低)病原性鳥 インフルエンザ	<p>法第 5 条の規定により検査及び法 51 条の規定により立入臨床検査を実施し、清浄性を確認する。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 家さん（100 羽以上飼養農場、だちょうにあっては 10 羽以上飼養農場） 【方法】 エライザ検査、ウイルス分離検査、寒天ゲル内沈降反応</p>
	伝染性疾病 ³³	<p>法第 51 条等の規定により立入臨床検査を実施し、各疾病の清浄化を図る。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 家さん（100 羽以上飼養農場、だちょうにあっては 10 羽以上飼養農場） 【方法】 立入、臨床検査、病性鑑定等</p>
鶏 (種鶏)	家さんサルモネラ 症	<p>法第 51 条の規定により検査を実施し、清浄性を確認する。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 種鶏 【方法】 急速凝集反応</p>
鶏 (種鶏・ 一般鶏)	ニューカッスル病	<p>法第 51 条の規定により検査を実施し、清浄性を確認する。検査結果に基づきワクチン接種等の指導を実施する。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 鶏 【方法】 赤血球凝集抑制試験</p>
	鳥マイコプラズマ 症	<p>上記検査に併せ、鶏マイコプラズマ病清浄化を図るための検査を実施する。検査結果に基づく指導により、農場の清浄化を図る。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 鶏 【方法】 急速平板凝集反応</p>
馬	伝染性疾病 ³⁴	<p>法第 51 条等の規定により立入臨床検査を実施し、各疾病の清浄化を図る。 【地域及び期間】 毎年、県内全域 【対象家畜】 馬 【方法】 立入、臨床検査、病性鑑定等</p>
めん山羊	伝達性海綿状脳症	<p>12 か月齢以上の死亡個体に対して検査を実施する。</p>

		<p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 めん山羊</p> <p>【方法】 ウエスタンプロット法</p>
	伝染性疾病 ^{※5}	<p>法第 51 条等の規定により立入臨床検査を実施し、各疾病の清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 毎年、県内全域</p> <p>【対象家畜】 めん山羊 (6 頭以上飼養農場)</p> <p>【方法】 立入、臨床検査、病性鑑定等</p>
蜜蜂	腐蛆病	<p>法第 5 条の規定による検査により陽性蜂群の摘発焼却及び地域養蜂協会の自主検査推進指導により清浄化を図る。</p> <p>【地域及び期間】 2 年間で全県内の検査を実施</p> <p>【対象家畜】 蜜蜂</p> <p>【方法】 臨床検査及び細菌検査</p>

※1：口蹄疫、破傷風、レプトスピラ症、ネオスポラ症、牛伝染性鼻気管炎

※2：口蹄疫、伝染性胃腸炎、萎縮性鼻炎、豚赤痢

※3：家きんサルモネラ症、サルモネラ症、鶏痘、マレック病、鳥伝染性気管支炎、鳥伝染性喉頭
気管炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鳥白血病、ロイコチトゾーン症

※4：馬伝染性貧血、ウエストナイルウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬伝染性子宮炎、馬
パラチフス、馬インフルエンザ

※5：山羊関節炎・脳炎（山羊）

県域段階の会議体

1 県域段階の会議体について

(1) 主催

長野県園芸畜産課

(2) 構成

ア 関係団体

- 一般社団法人 長野県畜産会
- 一般社団法人 長野県獣医師会
- 全国農業協同組合連合会長野県本部
- 他 畜産関係団体

イ 自衛防疫団体

地 域	自衛防疫団体名	構 成
佐 久	東信家畜畜産物衛生指導協会	【構成員】 家畜保健衛生所 地域振興局 市町村 獣医師会 生産者団体 等 【事務局】 家畜保健衛生所防疫課
伊 那	伊那諏訪家畜畜産物衛生指導協会	
飯 田	飯伊家畜畜産物衛生指導協会	
松 本	中信家畜畜産物衛生指導協会	
長 野	北信家畜畜産物衛生指導協会	